

第68回京都大学11月祭における酒類取扱規則

第1章 総則

第1条 目的

- 酒類の取り扱いは、学生らによる自主的・主体的な活動の自由度や来場者の楽しみ方を拡充するものであるという点で、11月祭に豊かさと潤いをもたらすものである。
- しかし、過去の11月祭では、不適切な酒類の取り扱いにより、20歳未満の者の飲酒、酩酊者の救急搬送、暴行傷害事件、性犯罪、施設破損その他多くの違法行為や迷惑行為が発生し、これらの行為は、実行者本人の問題にとどまらず、他の11月祭に参加する者に対しても、重大な危険を生じさせてきた。
- 第68回京都大学11月祭全学実行委員会は、酒類の取り扱いがもつこの両面性に鑑み、11月祭において適切に酒類を取り扱うための制度を整備することで、不適切な酒類の取り扱いを防止し、以て誰もが安心して楽しむことができる11月祭の実現に寄与するために、本規則を定める。

第2条 本規則における用語の定義等

- 11月祭とは、第68回京都大学11月祭をいう。
- 11月祭期間とは、第68回京都大学11月祭の開催期間である2026年11月20日から同月23日までの期間をいう。
- 片付け日とは、2026年11月24日をいう。
- 11月祭会場とは、京都大学吉田キャンパスの本部構内及び吉田南構内をいう。ただし、教育学部祭の会場、吉田寮、研究室、サークルボックス棟その他11月祭事務局の管轄が及ばない領域は除く。
- 酒類とは、酒税法第2条第1項の規定によるもののほか、アルコール分が1%以上の食品をいう。
- 酒類は、飲用に供することがないことが明らかな場合を除き、飲用に供するものとみなす。
- 酒類を持ち込むとは、酒類を、11月祭会場の外から内へ移動させることをいう。
- 酒類を取り扱うとは、酒類を、飲用し、所持し、所有し、提供し、提供を受け、食品の調理に用い、展示し、陳列し、持ち込み、持ち出しその他酒類に対して行う一切の行為をいう。

第3条 規則の適用及び遵守

- 本規則を遵守しなければ、11月祭に参加することはできない。
- 11月祭に参加するすべての者は、本規則を遵守しなければならない。

3. 本条においては、11月祭期間又は片付け日において、11月祭会場に入場することは、11月祭に参加することであるとみなす。

第2章 規制

第4条 原則等

1. 本規則により認められる場合でなければ、酒類は、11月祭期間及び片付け日において、11月祭会場で取り扱ってはならない。
2. アルコール分が22%以上の酒類は、11月祭期間及び片付け日において、11月祭会場で取り扱ってはならない。

第5条 酒類取扱許可制度

1. 11月祭期間又は片付け日において、11月祭会場で酒類を取り扱おうとする者は、あらかじめ、11月祭事務局の許可を受けなければならない。ただし、アルコールパスポートの着用者が、第7条の1第1項又は第7条の2第1項の規定によりすることができる行為については、この限りではない。
2. 前項の許可を受けた者は、当該許可の範囲を超えて、酒類を取り扱ってはならない。
3. 第1項の許可を申請しようとする者は、11月祭事務局が定める事項を記載した酒類取扱許可申請書を提出しなければならない。
4. 第1項の許可を受けた者は、前項の申請書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、11月祭事務局による許可を受けなければならない。
5. 11月祭事務局は、第1項又は前項の申請に係る酒類の取り扱いが本規則に違反することとなるおそれがあると認めるときは、許可を与えないものとする。ただし、当該取り扱いが、正当な目的を有し、かつ、必要であると認めるときは、この限りではない。
6. 企画で酒類を取り扱おうとするときは、当該企画の責任者が、当該企画で酒類を取り扱おうとするすべての者に係る第1項、第3項及び第4項の各手続きを、一括して行うものとする。

第6条の1 アルコールパスポートの仕様

1. アルコールパスポートは、手首等に巻いて着用する紙製のリストバンドとする。
2. 1枚のアルコールパスポートには、3つの空の所定欄を設ける。

第6条の2 アルコールパスポートの発行及び再発行の禁止

1. アルコールパスポートは、次の各号のすべてを満たす者に対し、11月祭事務局が発行する。
 - (1) 年齢が20歳以上であること。ただし、年齢の確認は、生年月日など本人の年齢を知ることができる身分証明書を、顔写真付きのものにあっては1点、そうでないものにあっては2点以上、11月祭事務局が確認することにより行うものとする。

- (2) 11月祭会場で酒類の提供を受け又は飲酒することにより、道路交通法第65条第1項又は第3項の違反が生じることとなるおそれがないこと。
 - (3) 現に酩酊し又は11月祭会場での飲酒により酩酊することとなるおそれがないこと。
 - (4) 発行を受けようとする日に、アルコールパスポートの発行を受けていないこと。
 - (5) 本規則を遵守し、適用を受けることに同意していること。
2. アルコールパスポートは、1日に2回以上の発行を受けることができない。

第6条の3 アルコールパスポートの発効、有効期限及び失効

1. アルコールパスポートは、発行のとき、11月祭事務局が、発行を受けようとする者の手首等に巻きつけて着用させることにより、発効する。
2. アルコールパスポートは、発行の当日に限り有効である。
3. アルコールパスポートは、その有効期間が満了したときのほか、着用者以外の手に渡ったとき、着用者の着用部位から離れたとき又は破損若しくは汚損したときは、その効力を失う。

第7条の1 酒類の購入等に関する制限

1. アルコールパスポートの着用者は、11月祭期間の各日10時から17時の間、酒類提供企画で、酒類の提供を受けることができる。
2. 前項の規定により提供を受けることができる酒類の杯数は、着用するアルコールパスポートに残っている所定欄の空欄の数を上限とする。

第7条の2 飲酒及び飲酒目的での酒類の所持等に関する制限

1. アルコールパスポートの着用者は、前条第1項の規定により提供を受けた酒類を、その当日の18時までの間、飲用し又は自らの飲用に供する目的で所持することができる。
2. アルコールパスポートの着用者は、前条第1項の規定により提供を受けた酒類を、吉田南グラウンドの外に持ち出すことはできない。

第8条の1 酒類の提供に関する制限

1. 酒類提供企画では、11月祭期間の各日10時から17時の間、当該企画の出展場所において、有効なアルコールパスポートの着用者に対し、酒類を提供することができる。
2. 前項の規定により提供することができる酒類の杯数は、当該酒類の提供を受けようとする者が着用するアルコールパスポートに残っている所定欄の空欄の数を上限とする。

第8条の2 酒類の提供方法に関する制限

前条第1項の規定による酒類の提供は、第8条の3の規定により酒類を提供することができない場合でないことを確認し、かつ、当該酒類の提供を受けようとする者が着用するアルコー

ルパスポートの所定欄の空欄のうち、提供しようとする酒類の杯数に相当する数だけ、11月祭事務局が指定する方法により埋めてからでなければ、開始してはならない。

第8条の3 酒類を提供することができない場合

次の各号のいずれかに該当するときは、第8条の1第1項の規定による酒類の提供をしてはならない。

- (1) 当該酒類の提供を受けようとする者の年齢が20歳未満であるおそれがあるとき。
- (2) 当該酒類の提供を受けようとする者が現に酩酊しており又は酒類を飲用することにより酩酊することとなるおそれがあるとき。
- (3) 当該酒類の提供を受けようとする者が着用するアルコールパスポートが有効でないおそれがあるとき。
- (4) 酒類を提供することにより道路交通法第65条第1項又は第3項の違反が生じることとなるおそれがあるとき。
- (5) 提供しようとする酒類が、当該酒類の提供を受けようとする者以外の者に渡ることとなるおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、違反行為を生じることとなるおそれがあるとき。

第8条の4 提供することができる酒類

11月祭期間及び片付け日において、11月祭会場で提供することができる酒類は、次の各号のすべてを満たすものに限る。

- (1) 紙コップその他の使い捨て容器に注いで提供されること。
- (2) 提供するときのアルコール分が15%以下であること。
- (3) 提供するときの純アルコール量が1杯当たり15グラム以下であること。
- (4) 提供する容器に、11月祭事務局が発行する認証シールが貼り付けられていること。

第9条 酒類提供企画

1. 11月祭事務局は、酒類の提供を希望する模擬店企画（1回生クラス模擬店企画となることを希望するものを除く。）のうち、次の各号の要件をすべて満たすものについて、酒類提供企画として指定する。
 - (1) 企画責任者を含む企画出展者（京都大学の学生に限る。）の2名以上が、11月祭事務局が実施する酒類規制に関する講習会を受講すること。
 - (2) 前号の講習会を受講する企画出展者について、氏名、所属学部、学籍番号その他11月祭事務局が定める事項を届け出るとともに、学生証等その事項が事実であることを裏付ける資料を提出すること。

- (3) 模擬店を営業する時間（11月祭期間中に限る。）は、第1号の講習会を受講した者1名以上が企画の出展場所に滞在し、当該企画が本規則に違反しないよう必要な指導を行うこと。
- (4) 前各号に掲げる事項を実施することを確約すること。
- (5) 出展場所が吉田南グラウンド内となることを承諾すること。
- 2. 11月祭事務局は、次の各号のいずれかに該当する団体が出展する企画を、酒類提供企画として優先して指定する。ただし、当該企画がこれを希望する場合に限る。
 - (1) 京都大学の全学又は部局公認団体。
 - (2) 京都大学の常勤職員1名以上を顧問として置く団体。
 - (3) 継続して4年以上の活動実績を有する団体であって、その実績を裏付ける客観的資料を提出することで、当該実績が事実であることを11月祭事務局が認めるもの。
- 3. 11月祭事務局は、酒類提供企画の指定を受けようとする企画の数が16を上回る場合は、まず、第2項の規定により優先すべきものを酒類提供企画として指定し、残りの枠は、これにより指定されなかったものを含む残りの企画の中から、無作為抽選により指定する。
- 4. 11月祭事務局は、前項の方法により酒類提供企画を指定する場合において、第2項の規定により優先すべき企画の数が10を上回る場合は、優先すべき企画の中から、無作為抽選により10企画を指定し、当該抽選により指定されなかったものを含む残りの企画の中から、6企画を、無作為抽選により指定する。
- 5. 酒類提供企画は、吉田南グラウンド内以外の場所で出展することはできない。
- 6. 11月祭事務局は、酒類提供企画が第1項各号の要件を満たさないと認めるときは、当該企画に対する酒類提供企画の指定を取り消すものとする。第2項の規定により優先して指定した企画が、第2項各号の要件をみたさないことが判明したときも、同様である。

第10条 酒類提供者

- 1. 酒類提供企画の出展に関わる者は、11月祭事務局により酒類提供者の登録を受けることができる。
- 2. 酒類提供企画の出展に関わる者のうち、第8条の1第1項の規定により酒類を提供し又は当該提供の用に供する酒類を取り扱うことができるのは、前項の登録を受けた者に限る。
- 3. 第1項の登録を受けた者は、第8条の1第1項の規定により酒類を提供し又は当該提供の用に供する酒類を取り扱うときは、11月祭事務局が発行する酒類提供者登録証を、見えやすいように着用しなければならない。

第11条 食品の調理に用いる酒類の取り扱いに関する制限

- 1. 模擬店又は屋内カフェ企画では、11月祭期間において、11月祭会場で提供する食品を調理するために、酒類を取り扱うことができる。

2. 前項の規定により取り扱うことができる酒類は、酒類として飲用に供することができないような処置が施されたものに限る。ただし、取り扱おうとする酒類が飲用に供されるおそれが十分に小さいと11月祭事務局が認める場合は、この限りではない。
3. 第1項の規定により酒類を用いて調理した食品は、十分な加熱操作等により、含まれるアルコール分を1%未満としなければ、これを提供し又は摂取してはならない。

第12条 企画の責任者の義務

1. 企画の責任者は、当該企画の出展に関わるすべての者に対し、本規則の内容その他11月祭における酒類規制に関する事項について周知するとともに、本規則の遵守及び適切な酒類の取り扱いを呼びかけるものとする。
2. 企画の責任者は、前項に規定する義務を履行する旨の誓約書を、11月祭事務局に提出しなければならない。

第13条 企画の出展にあたり酒類を取り扱うことができる場所

1. 企画の出展に関わる酒類の取り扱いは、当該企画の出展場所以外の場所ではできない。
2. 企画の出展に関わる酒類は、当該企画の出展場所以外の場所に移動させてはならない。
3. 前2項の規定は、持ち込み、持ち出し、夜間の保管その他正当な理由によるものであって、これについて第5条第1項の許可を受けて行う行為については、適用しない。
4. 本条において、企画の出展場所とは、当該企画の出展場所として11月祭事務局が指定する場所をいい、模擬店企画の出展場所は、テント内の区画と解釈するものとする。

第14条 酒類と紛らわしいものの取り扱い

11月祭期間又は片付け日において、酒類と紛らわしいものを11月祭会場で取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を11月祭事務局に届け出なければならない。

第3章 雑則

第15条 救護

1. 11月祭事務局は、11月祭期間において、11月祭会場で救助を要する者を発見したときは、すみやかに保護するものとする。
2. 11月祭に参加する者は、11月祭期間において、11月祭会場で救助を要する者を発見したときは、すみやかに11月祭事務局に通報するよう努めなければならない。緊急の事態を発見したときも、同様である。
3. 11月祭事務局は、前項の規定によるすみやかな通報を実現するため、11月祭期間、11月祭会場の全体で、連絡先を掲示するものとする。

第16条 酒類規制の広報

11月祭事務局は、11月祭に参加するすべての者に対し、本規則の内容その他11月祭における酒類規制に関する事項について周知するとともに、本規則の遵守及び適切な酒類の取り扱いを呼びかけるものとする。

第17条 11月祭事務局の業務の遂行に関わる酒類の取り扱い

1. 11月祭事務局は、業務を遂行するにあたり必要があるときは、本規則の規定によらず、酒類を取り扱うことができる。
2. 前項の規定による酒類の取扱いは、苟も第1条に掲げる目的に反するものであってはならない。

第18条 酒類の回収

1. 11月祭事務局は、11月祭期間若しくは片付け日において、11月祭会場で、所有者が不明な酒類を発見したときは、回収することができる。所有者が判明している酒類であっても、違反を構成したものは、同様に回収することができる。
2. 11月祭事務局は、前項の規定により酒類を回収しようとするとき、その所有者が判明している場合は、その所有者に対して当該酒類の返却を求めるか尋ね、所有者が返却を求める場合は、これに応じるものとする。
3. 前項の規定により返却する場合のほか、11月祭事務局は、11月祭会場で回収した酒類について返却期間を定め、この期間に所有者が返却を求めたときは、これに応じるものとする。
4. 11月祭事務局は、回収した酒類について、開封済みである等保管が適当でないと認めるときは直ちに、このほかは前項の返却期間が満了した後、廃棄することがある。
5. 11月祭事務局は、第2項又は第3項の規定により酒類を返却すべき場合であっても、当該酒類が20歳未満の者の飲用に供されるおそれがあると認めるときは、返却しないことができる。

第19条 損害賠償及び免責

1. 11月祭において、酒類の取り扱いに関して人に不当な損害を与えた者は、適切な手続きによりこれを賠償する責任を当然負う。
2. 11月祭事務局及びこの構成員は、強制措置その他本規則に基づく処分又は業務の執行により損害が生じても、原則として賠償しない。

第4章 罰則

第20条 違反行為

1. 本規則（第3章を除く。）に違反することを、違反行為とする。

2. 本規則に違反しないものであっても、酒類の取り扱いにより11月祭に参加する者に対し危険を生じさせることは、違反行為とする。
3. 11月祭において、次の各号に掲げるものは、違反行為として扱い、特に厳正な対応を行う。ただし、来場者が本規則を知らないで第2号の違反をした場合は、この限りではない。
 - (1) 第5条第1項の許可を受けないで、飲用に供する酒類を提供すること。
 - (2) 本規則に違反して、飲用に供する酒類を、持ち込み又は飲用すること。
 - (3) 酒類を、20歳未満の者の飲用に供されることを知りながら、取り扱うこと。
 - (4) 20歳未満の者が、酒気を帯びたまま、11月祭会場に滞在すること。
 - (5) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律、道路交通法第65条、酒に酔つて公衆迷惑をかける行為の防止等に関する法律その他酒類の取り扱いを規制する法令に違反し若しくはアルコールの影響下において法令に違反すること。
 - (6) 泥酔し11月祭事務局に保護されること。
 - (7) 前5号のほか、飲酒を強要し、酒類でないと誤認させて酒類を飲ませその他酒類の取り扱いにより11月祭に参加する者に対し重大な危険を生じさせること。
4. 前2項の規定により違反行為となるものであっても、当該取り扱いが、正当な目的を有し、かつ、必要であると11月祭事務局が認めるときは、違反行為として扱わないことがある。

第21条 強制措置

1. 本条の規定による措置を、強制措置とする。
2. 違反行為をした者は、11月祭会場から退去させる。
3. 前項の規定により退去させられた者が、11月祭期間又は片付け日において、11月祭会場に出入りすることは、禁止する。ただし、やむを得ない理由があると11月祭事務局が認める場合は、この限りではない。
4. 出展に関わる違反行為があった企画は、出展を停止し、保証金を没収する。ただし、当該違反行為が第20条第3項に掲げるものでないときは、出展を停止しないことができる。
5. 前項の規定により出展を停止させられた企画を出展した団体及びその構成員が、第69回京都大学11月祭において、模擬店又は屋内カフェ企画の出展に関与することは、禁止する。
6. 特に重大な違反行為をした者に対しては、第69回以降の京都大学11月祭において、参加を制限する。当該違反行為が企画の出展に関わるものである場合は、当該企画を出展した団体及びその構成員に対しても、同様の強制措置を実行する。
7. 11月祭事務局は、違反行為に対応するために必要と認める場合、前5項に規定する強制措置以外の措置を、強制措置としてすることができる。

第22条 厳重注意

1. 違反行為をし又はその疑いがある者に対し、即座に強制措置を行う必要がないときは、強制措置を行う前に、厳重注意をすることができる。出展に関わる違反行為をした企画についても、同様である。
2. 前項の厳重注意のあと、強制措置の必要がなくなったときは、当該厳重注意の理由となった違反行為に対し、強制措置をしないことができる。
3. 第1項の厳重注意は、第20条第3項に掲げる違反行為に対しては、することができない。

第23条 違反行為を企画の出展に関わるものとみなす場合等

1. 企画の出展に関わる者による違反行為は、当該企画の出展に関わる違反行為とみなす。ただし、当該違反行為が企画の出展に関わらないことが明らかである場合は、この限りでない。
2. 企画の出展に関わる者が、その出展場所において違反行為がなされることを知りながら、ことさらにこれを容認したときは、当該違反行為は当該企画の出展に関わる違反行為とみなす。
3. 酒類を、その態様、数量その他の事情に照らし個人で消費することを目的とするとは認め難い方法で取り扱う行為は、11月祭事務局が出展を認める企画でなくても、企画を出展する行為であるとみなす。

第5章 強制措置実行手続

第24条 強制措置の実行に関する制限

11月祭事務局は、第26条から第28条までに規定する手続（以下、強制措置実行手続という。）を完了した後（第28条第1項の規定による不服の申し立てがあった場合において、同条第3項の通知が完了していないときは、さらに、これが完了した後）でなければ、強制措置をすることができない。ただし、違反行為により危険が生じ又は差し迫っていること、違反行為を行った者（企画に対する強制措置については、当該企画の責任者又はこの代理人。）が手続に応じないことその他の事情により、強制措置実行手続を正常に完了することが困難であると認めるときは、この限りではない。

第25条 違反行為の調査

11月祭事務局は、11月祭期間又は片付け日、11月祭会場で違反行為があると思料するときは、質問、呼気の確認、所持品の検査、情報提供の依頼、映像等の記録その他適切な手段により調査を行い、当該違反行為の証拠を確保することができる。

第26条 強制措置実行手続の開始

11月祭事務局は、収集した証拠により違反行為が事実であると認めるときは、強制措置実行手続を開始するものとする。ただし、第22条第1項の規定により、嚴重注意をすることが相当であると認めるときは、この限りではない。

第27条 強制措置前通知

11月祭事務局は、強制措置を実行しようとするときは、あらかじめ、当該強制措置に対する次条の規定による不服の申し立てを認める期間を定めたうえで、当該強制措置を受ける予定の者（企画に対するときは、当該企画の責任者又はこの代理人。）に対し、以下の事項を通知しなければならない。

- (1) 予定される強制措置の内容及び根拠となる本規則の条項。
- (2) 強制措置の理由となる事実及びそれを裏付ける証拠。
- (3) 次条の規定により不服申立ができる旨及び不服申立期間。

第28条 不服申立

1. 前条の通知を受けた者は、同条の規定により11月祭事務局が定める不服申立期間に限り、11月祭事務局に対し、予定される強制措置の減免を求めて不服を申し立てることができる。ただし、退去については、この限りではない。
2. 11月祭事務局は、前項の申し立てがあったときは、遅滞なくこれを審査し、予定する強制措置を減免すべきであると認めるときは、その全部又は一部を減免しなければならない。
3. 11月祭事務局は、第1項の申し立てに対する処分を決定したときは、当該申し立てを行った者に対し、遅滞なくその結果を通知しなければならない。

第29条 強制措置の報告

11月祭事務局は、強制措置を実行したときは、11月祭後の全学実行委員会の会議で、報告するものとする。

附則

1. 北部祭典とのアルコールパスポート制度の相互運用その他11月祭以外との連携については、別途定める。
2. 本規則における「11月祭事務局」は、適宜11月祭本部と読み替えるものとする。
3. 本規則を適用するにあたっては、学生らの主体的な活動を不当に侵害しないように留意しなければならない。
4. 第69回以降の京都大学11月祭における酒類規制は、本年度の結果を踏まえ、当該年度の京都大学11月祭全学実行委員会が、学生らの主体的な判断により取り扱っていくものとする。